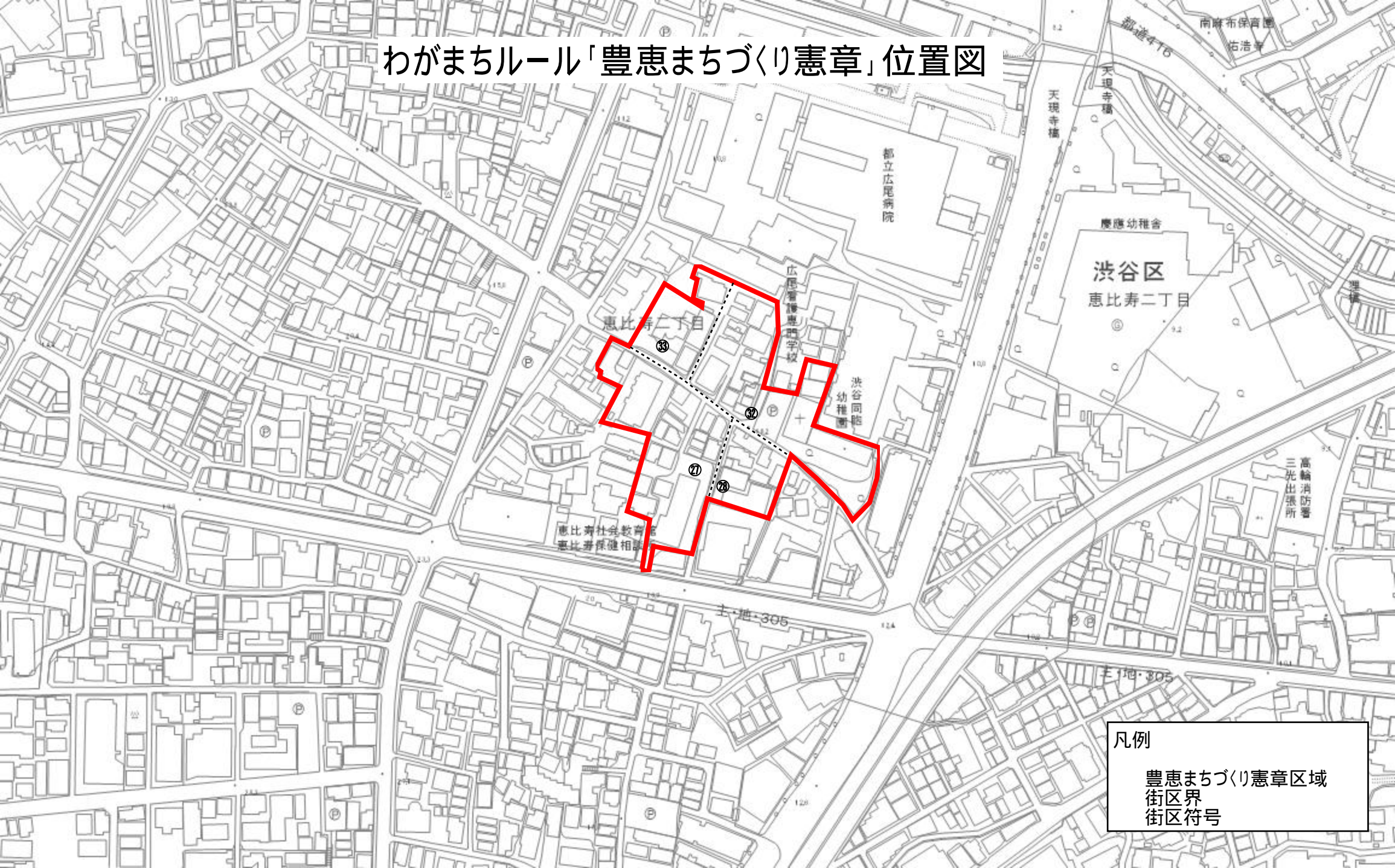


わがまちルール（豊恵まちづくり憲章）

1. わがまちルールの名称	豊恵まちづくり憲章
2. 適用する位置及び区域	恵比寿2丁目27番2号～7号、10号、13号 恵比寿2丁目28番2号、15号、16号 恵比寿2丁目32番18号、21号（一部を除く）、22号、23号、25号、26号 恵比寿2丁目33番5号～7号、8号（一部を除く）
3. 適用する期間	告示日より5年間
4. わがまちルールの目標及び方針	豊恵町会区域の、歴史と文化に培われた品格あるまちを保全し、だれもが安心して暮らせる良好な生活環境を維持、創造していきます。
5. わがまちルールの内容	<p>①高齢者から子どもまでが安心して住み、暮らせる生活環境を守ります。</p> <p>②地域のコミュニケーションの活性化に努めます。</p> <p>③道路では、歩行者空間の確保に努め、交通安全の向上に寄与します。</p> <p>④自助、共助、危機意識の向上と組織化を図り、災害に強い街をつくれます。</p> <p>⑤まちの美化と衛生保持、防犯に努め、安心安全なまちづくりを進めます。</p> <p>⑥不特定多数の人の出入りにより町の風紀を乱すおそれのある事業や施設の増加を抑制しまた、それらの事業や施設の所有者および管理者は本項①～⑤を実現するための施策を、地域住民の要望を踏まえつつ立案及び実行するように努めます。</p> <p>⑦地区における建築等計画関係者は、運用会議や地域住民と建築等の計画に関する意見交換により①～⑥に準じたまちづくりの形成を実現するよう努めるものとしま</p>

	<p>す。</p> <p>⑧運用会議は、地域住民、町会、行政、事業者などの協力を得ながら、建築等計画関係者への本まちづくりルールの周知とその遵守を促し、地域における建築等計画及び案についての情報を早期の段階で把握するよう努めるものとします。</p>
<p>6. 策定する理由</p>	<p>豊恵町会は、幹線道路に面する地域では中層マンションが立ち並ぶ一方、道を一本入ると低層の住宅地と豊沢の遺跡とが共存する歴史を有し、地域の祭礼などの文化を守る地域住民同士の絆があります。また、この地域は、渋谷区まちづくりマスタープランにおいて、低中層住宅地区、沿道型複合地区を有する、安全なまちづくりがもとめられる地域です。</p> <p>近年、沿道型複合地区における投資型マンションの建設や、低中層住宅地区における民泊の営業などにより、まちづくりの理念が不明確なままでの開発や営業により地域の秩序への不安感が増しつつあり、子育て中の若い家族や高齢者がともに暮らすこの地域の住民がいつその不安や危機感を覚える前にそれを未然に防ぐことが求められています。</p> <p>そこで、将来にわたりこの豊恵町内のまちに安心して住み、暮らせる生活環境を維持、創出する知恵を出し合っていけるよう豊恵まちづくり憲章を策定します。</p>

わがまちルール「豊恵まちづくり憲章」位置図



凡例
豊恵まちづくり憲章区域
街区界
街区符号

わがまちルール「豊恵まちづくり憲章」区域図

